茨城県立医療大学実習指導者委嘱要項

1 目 的

この要項は、茨城県立医療大学(以下「本学」という。)が行う臨床(地)実習の病院又は施設等において、本学学生を直接指導する者を「実習指導者」として委嘱することにより、より充実した臨床(地)教育を実施することを目的とする。

2 対象者

保健師,助産師,看護師,理学療法士,作業療法士及び診療放射線技師の免許を受けた後3年以上業務に従事している者とする。

3 推 薦

- (1) 学科長、専攻科長及び付属病院長は、実習指導者として委嘱することが適当であると認められる者があるときは、その者の氏名、所属、経験年数等を記載した書面を学務委員会に提出して推薦することができる。
- (2) 前項の推薦は、委嘱予定月の2月前の月末までに行うものとする。ただし、5の 更新の場合は、やむを得ない場合を除き、毎年度2月末及び8月末までに行うもの とする。

4 委 嘱

- (1) 学務委員会は、3(1) の推薦があったときは、対象者の審査を行い、委嘱が適当であると判断したときは、学長に推薦するものとする。
- (2) 学長は、前項の推薦があったときは、証書をもって委嘱するものとする。

5 期 間

委嘱期間は、委嘱の日から1年以内とし、更新を妨げない。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、実習指導者の委嘱に関し必要な事項は、学務委員会において定める。
- (2) この要項は、平成14年度から施行する。 この要項は、平成18年7月12日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

この規程は、令和4年12月23日から施行する。